

## 1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 5月2日(第15日目) 午前10時10分開議  
午後2時28分散会

2. 出席議員(18名)

1番 伊 佐 總 次 郎	2番 島 總 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	<del>6番 新 橋 仁 正</del>
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 雄
11番 <del>安 次 富 盛 信</del>	12番 崎 間 正 篤
13番 相 原 康 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 <del>武 新 行 男</del>
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 藏 清 次 郎

3. 欠席議員(3名)

11番 安次富 盛 信      16番 武新 行 男

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健 一 郎	助 役 沢 城 安 一
収 入 役 興 屋 好 永	給 務 課 長 多 和 田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚 生 課 長 伊 佐 友 敏
税 務 課 長 古 波 藏 信 三	農 林 課 長 崎 間 政 光
商 工 観 光 課 長 橋 原 清 真	部 計 課 長 新 垣 信 榮
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消 防 長 大 城 仁 幸
固 定 資 産 評 価 室 長 武 島 正 幸	

水道部長 仲村春盛

営業課長 奥里将弘

会計課長 天久 実

工務課長 金城健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉健男

庶務係長 照屋 毅

議事係長 島袋真由

書記 仲村春夫

書記 比嘉定治

6. 議事日程(第15号)

1972年5月2日(火曜)

日程第 1	(別紙添付)
日程第 2	
日程第 3	
日程第 4	



第98回宜野湾市議会定例会臨時日程表(第15号)

1972年5月2日(火)午前10時開会

- 日程第1 議案第83号 宜野湾市職員の積立年次有<sup>給</sup>休<sup>暇</sup>買上げの特例に関する条例
- 日程第2 議案第84号 沖縄が本土復帰後適用される農業信用保証保険法に基づく設立される沖縄県農業信用基金協会(仮称)の会員となることについて
- 日程第3 議案第85号 宜野湾市消防自動車購入基金条例の全部を改正する条例
- 日程第4 議案第86号 宜野湾市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第5 議案第87号 宜野湾市水道事業給水条例の全部を改正する条例



- 日程第6 議案第64号 宜野湾市特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例
- 日程第7 議案第65号 宜野湾市選挙関係人の出頭、議会を行なう調査のための出頭及び公聴会参加者等の費用弁償条例の全部を改正する条例
- 日程第8 議案第66号 宜野湾市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第9 議案第67号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の全部を改正する条例
- 日程第10 議案第68号 宜野湾市職員の給与に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第11 議案第69号 宜野湾市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例
- 日程第12 議案第70号 宜野湾市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 日程第13 議案第71号 宜野湾市手数料及び使用料徴収条例の全部を改正する条例

- 日程第14 議案第72号 宜野湾市管住宅設置及び管理条例の全部を改正する条例
- 日程第15 議案第73号 宜野湾市清掃条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第74号 宜野湾市国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例
- 日程第17 議案第75号 コザ市、前橋市、宜野湾市、具志川市、石川市及び中頭郡老人福祉センター運営協議会の設置について
- 日程第18 議案第76号 宜野湾市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第19 議案第77号 宜野湾市水道事業の設置等に関する条例について



議 長  
只今より第98回宜野湾市議会定例会(第  
15日目)の本会議を開きます。  
(午前10時10分)

議 長  
本日の日程は、お手元配布してあります  
議事日程表第15号のとおり進めて参ります。

議 長  
日程第1、議案第83号 宜野湾市職員<sup>の</sup>積  
立年次有給休暇~~の~~買上げの特例に関  
する条例を議題といたします。

議 長  
本案に対し理事者の趣旨説明を求  
めます。

総務課長  
本案につきましては、現在労使間で各市  
町村においても大きな問題となつております  
けれども、宜野湾市の職員の労働組合とい  
たしましても、昨年度、団体交渉以来の  
問題について、即時解決方を市当局に要請  
してきた訳でございまして、一応昨  
年末本市といたしましては、職員の年次有  
給休暇については、買上げる、言うふうな  
原則論に立って、進めてきた訳でございま



すけれども、一応3月10日の中都市町村会  
 において、中部地区は賃上げをという  
 ふうなことになる。中部地区は今後  
 賃上げていくとなつておられます。  
 そういう意味で、宜野湾市の場合は年休  
 賃上げを決定したために労働組合と  
 いたしまして、そういう今度の春闘におき  
 まして、今後激しい労働攻勢といたす  
 すが、そういうものなく復帰準備が外  
 市町村のスーツにおまかしくはな  
 可様に考へてゐる訳でございます。  
 従つて、この条例の趣旨を申し上げて  
 る訳でございますけれども、第1条の趣旨  
 に書いておりますように5月15日復帰に  
 したと、現在の労働基準法、1953年の  
 立法第44号で制定された沖縄の労働  
 基準法の適用が出来るようになる訳で  
 ござつて、本土の地方公務員法、それ  
 に伴う労働基準法が職員には全面的  
 に適用されて来るのでござつて、  
 それで現在の労働基準法の40条の第4  
 項の中には、職員が積立た、年次有給休  
 暇については、退職後、30日以内の賃上  
 げしなければならぬと、いうふうに強行規  
 定をうたつてゐる訳でございます。従  
 つて、規定に基づきまして、従来まで職  
 員が退職する場合は、積立年次有給  
 休暇については、賃上げて来た訳ござ  
 いますけれども、本土に復帰すると、積立た



年休が買上げできなくなるといふことになりまして、どうしても職員が年次有給休暇については、復帰前に買上げて行きたくてさういふ趣旨でござります。大体、50パーセントの職員が240時間、法律で示す  
内外

最高時間を積立して3課でござります。これは、毎月8割以上の出勤をいたしますと13時間20分を年次有給休暇を与える課でござりますけれども特に忙しい職員については、殆んど年休の行使ができていない状態でありまして、はきかてと、いふふうなふうでござります。従って、時給計算をいたしますと、月に7、8ドルな10ドル程度の職員が不利益を被つておるといふふうになる課でござります。わがかな職員は、有効に使つていけるといふますが、適当に使つて、全然10時間以下の職員もいる課でござります。従って、優秀な勤務した職員、240時間も積立した職員が、50%以上の職員が「よと」うことは、さういふ職員に対しては、この機会に人からの手当をすることもある機会ではないかと、さういふとご合せで、この条例を制定したく提案した課でござります。これはあくまでも先月の30日を基準といたしまして、一応来る4日で修正予算でこの適当な予算科目にふり合せていきたくと思つておられると、前に議決していただ



大職員の休暇に関する条例の附則の  
 中で職員の種類毎に年次有給休暇につ  
 いては、法令の定める外、別に定めると。  
 いう規定がもうけられておられますけれども  
 一応、法令については、特別の規定があ  
 りないうちでありますので、この条例で設  
 置をしたこと、可様に考へてゐる訳でござ  
 います。大体、一般会計の職員が  
 25,000人、教育委員会関係の職員が  
 10,000人、水道事業関係のものが  
 2,500人程度じゃないかと思つて  
 います。そういうふうな年次有給休暇の積立  
 になる訳でございます。これはあくまでも  
 期限の措置をしなくちゃいけません。一  
 応買上げの時間数については、職員の買  
 上げを希望する時間数にとどめたいと。  
 これは、残つてもそれからためておいても一定  
 期間は行使できるからでございますので、  
 一応この買上げ時間数については、別に全  
 部買上げするしないは、職員にまかすと。  
 いうことでございます。そして5月8日まで  
 に各職員の申請を別紙様式に基づいて  
 申請をおさせまして、一応5月10日に買  
 上げをしたことというふうな表を持ってあ  
 る訳でございます。これは従来、法的な  
 問題で、色々琉球政府との関連で  
 多少、問題もあつた訳でございますけれども、  
 浦添の方が労働局に、この買上げ  
 については、適正であるかどうかどうか



どこの間にこの間の間に合致せしめられたと  
ころ、退職以前であつても、本人の申請  
があれば可能であるというふうに正式  
に労働局長名で回答もせておりましたので  
それ私も私共、一応何うから頂いて、その  
う趣旨で、本条例を制定している訳で  
ござります。

市町村自治法の第139条との関連で  
ござりますが、一応労働基準法で買上げ  
が違法じやないということになってお  
りますので、一応139条の条項に基づいて  
他の法律で定めるといふ給付等について、  
139条とその他、他の法令に定めること  
によって、その支給が可能になる訳で  
ござりますけれども、一応根拠としては、労  
働基準法になる訳でござります。

その意味で一応復帰時までのその  
職員の積立た年次有給休暇については、  
清算したといふふうな建前で、本条例を  
おいた訳でござります。以上説明申し  
上げまして、何かござりましたら質疑の段  
階でお答え申し上げたいと思ひます。

よろしくお願ひ致します。尚、予算につ  
きましては去った補正予算で一応予備費  
の中にとつてござりますけれども、4日の  
補正で報償費として計上したいと可  
様に考へておられます。以上 終ります。



議長

本年に対する賛成を許します。

8番

この有給買上げにつきましては、おそろく去年にやなかったかと思えますが、私としても直ぐに特例を設けて、有給休暇の買上げをすべきにやないかというふうなことを一般質問などでやった。そこでその当時は、確かに当局は今、沖縄において、買上げの口実はできないので、可様に答えがあったかと思えます。全統的なることであるので、その辺の法律の改正がなす限り不可能にやないかと、市町村会あたりでも話し合っている。そういうふうなお話しをなさってありましたが、その邊にこれに対するそういう法律の改正が行なわれたりであるか。又、あの時案において同じような当局であったならばどういう案から去年の場合にはお尋ねなんだか。今年ではできると、どのような時案から解釈かく違ってきたりであるか。その辺説明をお願い致します。

議長

休憩いたします（午前10時24分）

再開いたします（〃10時32分）



議長  
議案第83号につきましては、質疑の段階  
で、継続審議としておきたいと思っておりますが  
ご異議ございませんか。

議長  
ご異議ありませんので、議案第83号直  
野津本職員の積立年次有給休暇買上げ  
の特例に関する条例については、継続  
審議といたします。

議長  
日程の第2議案第84号沖縄が本土復  
帰後適用される農業信用保証増進法  
に基づき設立される沖縄県農業信用保  
証基金協会(仮称)の会員となることにつ  
いてを議題といたします。

議長  
本案について理事者の趣旨説明を求  
めます。

農林課長  
議案第84号について、趣旨説明をいたし  
ます。この沖縄県農業信用基金協会とい  
うのは、今準備中でありませうか。是非と  
も会員にならなければいかないと、こう  
に存心して、それにつきまして、本土復帰  
と同時に、籍を置く訳なんでしょうか。蒸



業信用保険法にもとづいて、沖縄県農業  
 信用基金協会の設立準備を今、進めてい  
 る訳な人で、同協会の協会会員として  
 しては、各市町村、農協及び両連合会長の  
 加入の資格があります。市町村が会員と  
 なることができるときは、同法の第14条の規定に  
 より議会の議決を得なければならずな  
 くなっておりますので、これに基づきまして、会員  
 となることの議決を求めた訳であります。  
 これは概要を申し上げますと、農業者に  
 対しての融資関係であります。これに基づ  
 きましては、農業化近代化資金の助成法  
 の第1条にあります。この農業者に対して  
 農業協同組合その他の機関から農業関  
 係の人々に融資をするという協会であり  
 ます。これも農業者の施設資金、あらゆる  
 資金のために融通いたします。国や水  
 から都道府県が利子補給を行なって、  
 予定している訳でございます。今プリントに  
 ありますが、この協会の会員となりまして  
 一般農業者への融資方法が、ぐっと緩和  
 されるんじゃないかと思っております。  
 融資課といたしましては、金融事業を行  
 ぼう農協と、それから信農連、農連中央  
 金庫、その外共済農協連合支那が今結  
 成できると思いますが、それから銀行それ  
 から中央金庫も融資されるようになってお  
 ります。以上でこの沖縄県農業信用基金協  
 会の、会員となることについての議会の議決



を求めたいと思いますが、その内容はよろしく  
ご審議をお願いしたいと思います。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします（午前10時36分）

再開いたします（午後10時54分）

議長

議案第84号については質疑の段階  
で継続審議としておきたいと思いますが、  
御異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、議案第84号沖縄  
本土復帰後適用される農業信用保証保  
険法に基づく設立される沖縄県農業信  
用基金協会（仮称）の会員となること  
については継続審議といたします。

議長

日程の第3 議案第85号宜野湾市消防自  
動車購入基金条例の全部を改正する条例  
を議題といたします。



## 議 長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

## 消防長

御説明申し上げます。この条例は従来あります消防自動車購入基金条例というのを改正するということになっております。改正の主な点を申し上げますと表題の宜野湾市消防自動車購入基金条例という従来の名称を宜野湾市消防施設整備基金条例というふうにかえるとそれから次にその条文の第2条で1,000ドル以上とありましてこれを円に換算しまして360,000円しようとしてこの点を代表的に改正がございます。それ以外の改正はありません。特に表題を消防自動車購入基金から消防施設整備基金というふうになおしましたのは消防のこれからの整備としまして、かならずしも消防自動車だけに限らずこれからは通信施設やら或いは防火水槽とそれから最近よく言われます。近代化ということそれに各機械化。最近本土でも消防用の機械が淘汰されて次第に機械化の傾向があるとやはりそうなりますと値段的にも変わってきますしこれらに対するためにも自動車のみにこだわらず施設とした方が、運用上その基金の運用上



も非常にやりやうな人じやないかと。はあ  
消防整備強化にも役立てる人じやない  
かと。う意味で施設という名称にか  
た次第でござります。

以上簡単に御説明申し上げまして。  
何かありましたら御質疑にお答えいたし  
たいと思っております。

議長

本業に付する質疑を許します。

議長

休憩いたします（午前10時58分）

再開いたします（午後10時58分）

議長

議案第85号につきましては、質疑を打  
つ切り討論も省略して表決に移りたい  
と思っておりますが、御異議ありませんか。

議長

ご異議ありませんので、議案第85号宜  
野湾市消防車購入基金条例の全部を改正  
する条例につきましては、原案通り可決す  
ることに御異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、議案第85号宜  
野湾市消防車購入基金条例の全部を改正



する条例に付きましては、原案通り可決決定  
いたしました。

### 議長

日程第4議案第86号 宜野湾市水道企業  
職員の給与の種類及び基準~~の種~~に関する  
条例の全部を改正する条例を議題といた  
します。

### 議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求  
めます。

### 営業課長

宜野湾市水道企業職員の給与の種類及  
び基準に関する条例の全部を改正する条  
例~~の~~の趣旨説明を行います。

これはあくまでも根拠法令 地方公営企  
業法、本土の地方公営企業法に移行する  
ために改正する目的でありまして、内容  
については、いわゆる給与の種類についても  
以前の市町村公営企業法に基づいてお  
いた種類となんら変わりはありません。  
根拠法令の相違によって条例の改正を  
おいてある訳でございます。御審議の  
ほどよろしくお願ひ致します。

### 議長

本案に対して質疑を許します。



議長

休憩いたします（午前<sup>11</sup>時00分）  
再開いたします（〃 11時36分）

議長

議案第26号につきましては、質疑の段階で継続審議と~~な~~しておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、議案第26号 宜野湾市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部を改正する条例については、継続審議といたします。

議長

日程第5 議案第27号 宜野湾市水道事業給水条例の全部を改正する条例を議題といたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

営業課長

宜野湾市水道事業給水条例の全部を改正する条例について、趣旨説明を行ないます。今回の給水条例の改正は内容的には、給水装置の種類、共用線と<sup>いうのを</sup>



新設してあります。これは25帯以上で一つのメーターで、25帯以上が使用している場合、共用課それぞれによって、給水の用途別においても、一つ多くなって共用と becoming する課です。39条は市町村自治法から地方自治法に移りますので、その過料のものが違ってくるので、これは根拠法の変動による改正で可ぬ。料金は一応現在のドル表示を308月の公定レートで換算してあります。但し、営業用の場合、制限性を廃止して超過料をすべて一律というようにしてあります。

そして共用課、新設された共用について、25帯にのり308月、超過料46円、手数料徴収率は、これは現在のドル表示を308月換算でそのまましてあります。一応説明を終わります。後はご質疑にお答えしたいと思います。

議長

本業に対する質疑を許します。

19番

何かを付けているんじゃないかと思えます。2条の3年の検針日については、料金率の勘定を基準として、予め水道事業管理者以下管理者という、どういうことなのか、これは具体的に説明して下さい。



営業課長

これはミスプリントがありますので、早速原  
本をとり寄せまして。

19番

もう一案、先程、今度新しく装置として入  
れられた共用給水装置、これは現在、そう  
いう実態がある訳ですか。

営業課長

現在、そういうのがあります。

19番

これまでのそれに対する指導はどういう  
措置をとってまされたか。

営業課長

今までは、あくまでも専用線一本のみで  
したけれども、そういうメーターを必ずつける  
ように言っておりますけれど、いわゆる共用線  
というのは。

19番

それはまだ直してないということですか。  
今後は、そういうこともありうるので、二番帯  
以上で使うことも出来るという条例制定  
による訳ですか。方針とはどういう方向で  
すか。



### 営業課長

話局、共用程が二帯以上で、一つメーターを使っても専用にした人と同じような負担でいくように公平さを期するため今までは、条例を専用程にしてきておるんですが、時々話局、共用で通じている人もおりますので、(しかし現在の条例ではメーター一個で専用程という条だからその基本料金にして一帯のあれしがつてない訳ですから、話局、一方で専用程でメーターとあれしてきた人は、そういうあれで又、共用の状態でありながら、何帯にも入っているというのが、実際にありうる訳なんです。そういうことをなくするようにしております。一応、現在の程検針時の原文をとり寄せる際に調査したのがありますので、教まで発表したいと思っております。

### 女 着

その給水系例の「条に……ますと二つの給水の用途別は、次の区分によるということであるが、これは給水区分用途別というのは、意味はどういう意味ですか、家庭用、営業用、浴用、その他7項目に分けておられますが、用途はあくまでもその水を使用すると二つの家庭用から家庭用として処理するということですが、この用途区分です。



営業課長

家庭用とは家事用に移用するもの。

〃 着

間違いないですね。送来もかわりはなかつたのですか。

営業課長

但し、結局、給水契約を一切結ぶまでの。

〃 着

どの条項にありますか、今用途です。用途の場合にあくまで家庭に使うものは家庭用として適用する訳ですね。

営業課長

はい。

〃 着

送来は違っておりますか。

営業課長

送来ですね。家庭用に使っている人だが実際に家庭用に使っているが、貸家であるためにこの営業用を扱っている。これはあくまで使用目的によつてしかこれは用途はな..人です。この件についてどういふ訳で使用目的ではつまり家庭用で使うのを、家庭用で処理



するといふふうになつてゐるんだが、営業用で  
やっているのは、どういふ根拠ですか。

営業課長

いわゆる名義人で可ね。

々番

名義人とはどこにありますか。名義人がそ  
うなつて家庭用を営業にするといふのはどこ  
にありますか。あくまでも使用目的によつて、  
あなたかたは給水はやるべきでしよう。給水  
の用途別は。

営業課長

ですから、結局、

々番

結局、同じ家庭用になつて、片一方は、営  
業用になつてゐる。炊事用に使われてゐるのか、  
家庭用になつてゐる。片一方は営業用になつ  
てゐる。ただ名義人といふのは、名義人が  
そうだから家庭用、或いは営業用といふ区  
別はないと思つて可か。どこにそういう用途  
がありますか。

営業課長

結局、我々と給水契約を話さす可ね。その  
場合、



2番

給水契約を結ぶ場合は、家庭用に使  
うか、或いは営業に使うかを区別するんであ  
って、使用目的によって区別するんであって  
それが税金が変わるから、あんなは営業用  
だ、ということも有りうる訳ですか。

営業課長

これはですね、アパートなんかにおいてもな  
いね、アパートでもここにメーターをつけて、個  
々に支払うをする場合はですね、家庭  
用になる訳ですね。

4番

なる。

営業課長

それも施行規程でうたわっている訳です。

4番

そのアパートには、1人が名前をたて5人  
メーターをつけている、これは営業用になる訳  
ですか。

営業課長

アパートでもですね、同居や帯が使用料  
を負担した場合は、



4番

いや、共同というのは、はっきり出ている  
款でしょう。メーター一つで皆んなで使って  
それは共用で使用すると。

(かし、名義人は一人、使用者は、別個に  
メーターがあって、その支払者は、その料金を  
支払うのは、家庭用に使っていると  
のは、実際は家庭用に使っているが、これは  
今までは営業用で処理している款でしょう。

営業課長

(かし、結局ですね、給水を行なっていると  
ころは、あくまでも自分の家庭でも、これは  
あくまでも貸家業としてやっている款で  
ですね。

5番

貸家業しかし、これは家庭用というのは、  
使用目的によって区別する人でしょう。

営業課長

貸家業としてですね、いわゆる貸家を  
使って、家主が名義を申請した場合は  
家主が給水をした場合は、この家主に対し  
て、我々は水を出している款でござい  
ます。この人はあくまでも貸家業という職種で  
ございませう。



4番  
職種不

営業課長  
貸家業可。

4番  
貸家業というのは、ここにはないですよ。  
貸家業というのはどこにありますか。  
用途区分、用途区分によっておんたがた  
は1料金を算定なさるでしょう。

営業課長  
だから用途区分によっても可ね。

4番  
どこに貸家業というのはありますか。じゃ  
家庭用 もう1個つけなければいけません  
か。

営業課長  
だから営業用の種類にも沢山あります。  
いくつも、内部の規定によれば。

4番  
しかし、何故、家庭用としてあるんですか。  
家庭用というのはいくつ位ありますか。  
あくまでも家庭の炊事用に使うものが家  
庭用でしょう。 . . . . .



営業課長

は、

々者

それ以外は、何もな、でしよう。家庭用  
を使つておつて、営業が今、名義人がどう  
の、この名義人の問題じやな、で可也。

営業課長

しかしその建物の業種を定めるのは、あ  
くまでも給水契約を成して、その業態  
を見な、と決められな、と思、可也。

々者

この人は営業してゐる款ではな、でし  
う。

営業課長

質家の。

々者

水が営業してゐる人ですか。

営業課長

水も備つてこそ質家になる人であつて  
可也。



々番

この人があつね、水を何にやる場合には、これは営業用になるかも知らん。水は全然売ってない訳でしょう。水はあくまで使用者が払う訳でしょう。

営業課長

それは内容にあつてはどうか解りませんが、我々にあつては、料金はあくまで家主の名義で料金入ってきます。

々番

あくまでも実際料金は、需者からとる訳ですか。業者からとる訳ですか。

営業課長

あくまでも我々かと給水契約をした名義人が名義の名前で入ってきます。

々番

名前はそうだが、実際とつてゐるのはどうですか。営業番号はどうなんですか。

営業課長

水道番号というものは、各々の建物につきますけど、あくまでも名義は、



◇着

名義で有人の方は給水していらっしゃるのですか。それとも給水用途別に区分して、その料金算定をやるのですか。

料金の算定はこの用途別によってもできるのでしょうか。

営業用に使ったならば、これは問題ないのです。

しかし、家庭用に使って、名義人が例えばパートなら家庭用の場合と違って、ドゥルですか。営業用の場合と大きな差がありますね。



学業課長

学業用と家庭用は...

中 審

同じ家庭用に使っておりながらで可也。ただ名義人が、家主がこうだから実際、家庭で使っている50セントの料金をとられると、実際使っているのは家庭用であらう。何かのために用途別の区分をやっているから、学業とあくまでもろたっているのは区分はついている款でしょう。

学業課長

結局であらう...

議 長

休憩いたしました。(午前11時52分)

再開いたしました。(午後0時1分)

議 長

以上もちろして、午前の日程は終了して、午後2時から再び本案の審議に入りませう。

議 長

休憩いたしました。(午後0時2分)

再開いたしました。(午後2時11分)

議 長

午前に引き続きして議案第87号の質疑を許しませう。...



### 4 着

先の4条の給水用途別は、使用区分にF3と  
いうのは、営業またはその柱の使用目的により決  
めるものであるが、又は実際使用している法で  
なっている用語であるかである。用語の解釈である。

### 営業課長

第4条の第1項の用途別の区分では、2項で  
第1項で定める用途別の適用基準は規程で種  
で定めようというふうには、規程に委任されている訳では  
現在の給水条例施行規程では、施行規則  
16条で--。

### 4 着

水道部が今やっているこの家庭用という用  
語は、それ以外には引用の方法がありませんか。  
水実態は家庭用に使っている。実際は営業用として  
上げている。という規程でそういうふうになっている。  
しかし、そう言った場合は条例の趣旨に反する訳です。  
我々はおくまで家庭用として使用している家庭用と  
してとるべきだということですが、しかし、家庭用として  
使っているものに対しては、このメーカーの主がかわるために  
営業用として処理される。そういう事態が非常に問題  
がある訳です。末端の水の使用用途別には  
これは解釈していいものかどうか。営業のために  
いう用語を使っているのだから、営業をやりたい  
ためにあんたの方がかかっては解釈もやっているのかね。  
おくまで末端の家庭用として使っているのは家庭  
用としてとるべきだと私は解釈している。又、これは



じめつきの事態がそういう解釈ですが、実際は  
 使用目的以外にそういう料金が徴収されている現  
 状です。そういう面をそういう解釈をされているか  
 ね。家庭用として徴収ができていて、なぜ、どうして  
 規程でそういうのを定めたか。その根拠をお聞か  
 せたいと思います。もしも二軒三軒、それ  
 くらいにあつた方が営業用としてそういう徴収が  
 できることであれば、その差額分は家主から徴収が  
 できていて、使用者から徴収はできないと思ふ  
 のだが、今までやられた根拠がわからぬんだが、  
 結局業者としては営業だからその差額分は当然  
 家主からとるべきであつて、そのメーターの所有者  
 である名義人からとるべきであつて、実際使用  
 した消費者からはこれは徴収できないと思ふん  
 だが、実際徴収しているのは常業者からとっている  
 でしょう。

#### 営業課長

その件につきましては、名義人、結局、実際に  
 我々の給水申込をした人からしか我々は徴収  
 しておりませんので、結局、内容にかつてその現場  
 で実際その人が払ったかどうかということも、名  
 義人であってもこの家主の名義で払い込まれてお  
 りますので、それはちゃんと確認できていると思  
 うんですが。

#### 4 巻

実際その人徴収してきて、名義人から徴収、  
 念書は名義人になつておるが、実際は違つた人が



らやっておるんじゃないですか。実際名義人から  
何人によっておられますか。名前は令書は名義  
人かもしりません。実際徴収しているのは名義  
人ですか。

#### 営業課長

あくまでも給水申し込め人が、名義人が納め  
たという形しかとれないと思っております。

#### 4 番

令書はこうなっております。しかし、実際払って  
るのは利用者です。家庭用に使った人が一  
度支払ってあります。そして、その人は営業用と  
して支払っている。徴収したければあくまでもおんた  
方は名義人だということだが、名義人から徴収し  
たことはあります。実際に名義人とその利用者が  
違っておられて、営業にしたという事である。  
しかし、実際支払われているのはこの需要者であって、  
水を使った人であって、名義人ではないと思っております。

#### 営業課長

実際の徴収にはそれはありうるであつても、  
それが普通だと思っております。しかし、水道部  
として告知書を発して水道料金をとったのはあく  
までも名義人の名目しかとっておりません。

#### 4 番

営業時に書いた問い合わせのしるしからいって  
この面で収納名簿をまたると、それはこの料金徴収



が困難だということであらば、その方法で措置するべきであって、家庭用とて、営業で徴収する事態が問題じゃないかと思うんで、ほかの方法でこれは守が打てないかどうかが、使用目的によってしか料金を徴収することはできないんだが、使用を家庭用に使用しておいて、営業用として1ヶ月50セキの方が高いという水代を払わされておるという現状です。

営業課長

一応、我々としても十分検討したいと思っております。

4 巻

これは末端の用語の解釈と実際と非常にかかけられておりましたので、じゃ、ご検討お願いいたします。

13 巻

4巻と関連してありますが、先程午前中の部長の答弁であって、営業用というものは貸家、貸家でも営業用という見解を述べておりました。おっしゃっておいしたけれども、そういう点で理解に苦しむんですが、貸家は水は営業用で、お家を貸すのが家賃が目的であって、実際のとこトクト水を流すのが営業用だとあっても、これは水を使って商売する風呂やトイレが、或は飲料水、コカコーラとか、ジュースとか、そういうような水を主として営業しているところと、実際の営業用は、該当しないかと思っております。



4番七人のご質問にも、答弁にも全然我々の納  
得はしてありませぬけれども、それは第1項の規定の  
定める用途の一例基準は規程で定めるといふこと  
で4条の2項にある訳であつけれども、それは第1項  
の定義は家庭用だと思つておられるけれども、その規程  
といふのは定められておるかどうか。

水道部長

定められております。水道給水条例施行規程  
の別表として、営業用の場合、2項目に分かれて  
明文化されております。

13 着

その規程の中には實際のそれは家庭用として使  
入つておる。あくまでも営業用と。

水道部長

貸家という字句は見当りませんが、2番にアパ  
ートと。その他、これに類似する状態に使用する  
ものもあつております。で私は給水の場合に、給  
水条例の給水が以前に、つまり契約してから水を  
飲むと、ちやんと契約してから単に給水だけじゃ  
なくて、あらゆるもの契約において二軒とは発生  
するものと思つておる。しかし、この水道の場合、途中から買  
い上げたものもあつたり、前からのもあつたり、  
これはものごとく規則に定めていくのが今までの水  
道の状態でございます。この貸家の場合にも先  
連がけられるかもしれませんが、共同線といふ、合葬から預けら  
れるお家は、建てるときから貸家とつくつておる。二軒



だったのが、ちよつとあいたからあと一軒入って二軒が  
 使用したというところもたしかある訳です。  
 けれど、現実にはそれが共用線というものが認められ  
 ながらのために非常に現実によごめないうる場合に  
 今夜から共用線もついている訳です。  
 この貸家というものは、誰で申しあげれば使っている  
 人から家使用という。しかし、この水をもっておしん  
 げた場合においては旅館であつてもアパートであつても使  
 っている人から見ればこの水を再生して売るとかいう飲料  
 水とかの外は全部家使用に使うかと思つておる。  
 しかし、これは直野浜市だけじゃなくて、旅館とか或  
 はホテル、あらゆるものが営業用というふうにして  
 規定がつけられて各市町村とも通じている訳なんです。  
 貸家の場合、もう一歩進んでおせばその借りた人連  
 名を契約してもらうんですが、その指導を私はご協力  
 をお願いしたいと思つておる訳です。誰が入つたか、誰  
 がわかつたか、私連、人数の掌握、色んなものも水  
 道の計画も立ててやっている訳ですが、誰がやったの  
 か空いているのか何もわかつたというふうな格好の  
 場合に家主名義が水をかきかかると、これが一  
 番主眼なんです。私連が受け付けたいにやな  
 くて、できるだけこれにしたいと、ちゃんと給水契約  
 もはじめからやりたいたが、今まで給水契約以前  
 に飲んでやっていた人連の場合もどうにもその打  
 ちようがないと、だから規定をつけているのであ  
 った。この貸家の解釈はいくつもあり立つと思つ  
 ます。たしかに家使用だということにちよつとせよ、  
 営業とすれば、貸家自体から見れば私は営業用と  
 して、はつと貸家業だと考へておる。



13 番

例をば貸家と今は人に貸してあるが、そので  
営業用にして、それから今度はほかの人がその家を  
買って住むとしたら、その家としては現在まで  
は営業用で入っておりまうけれども、それを買っ  
て、それを申請して住むために営業用で料金を払  
うと、それはやらないけれども。

水道部長

これは確見次第かえておりました。しかし、うちの  
掌握はしておりましたので、誰が家売ったか、借り  
たか、買ったかから違わしてそのまうたつていりか  
しれまうけれども、わかり次第職権でも変えておりました。  
何も、これを今まで家庭用だったものがこの  
規程にありまう。変える場合には営業用に変え  
ておりました。単に営業に変えただけでなく、営業  
用だったものが、家庭用になったものが確見次第又  
家庭用に戻しておりました。しかし、流れはあつかも  
しれません。検針とか色々を報告に於てこれは  
家庭用から営業用になる、営業から家庭用にな  
る、どんどん切り変えておりました。職権で切  
り変えておりました。

13 番

家庭用と営業用という名称は非常に(聴取  
不能)で処理されていりまうかと思っておりますが  
ども、しかしこれは何とか明確にすべきうにやっ  
て下す。しかも又、営業用として、貸家としても営業  
用として状態では見らるまうかと思っております



そのうちのもも今後検討を要するところがあるに  
ないかと、このように思ふ訳であらう。また、これは納得  
けしておりましたけれども。

### 水道部長

家庭用というものは、一戸一栓である。その  
考えをもちております。つまり、V-T-AというIP網  
に75がらという解釈、今後の場合、共用線とい  
うのが出ておりましたので、二戸で一栓というところ  
がもしあれば、原則としては家庭用とい  
う観点から見ると一戸一栓の解釈に立  
てております。

### 議 長

休憩いたしました。(午後2時25分)  
再開いたしました。(午後2時25分)

### 20 番

用途の定義の問題、今難渋しておりましたが、  
議案は進行を宣言しておりましたが、その点から  
質疑があります。その点では、牛着さんが再  
三伺っているように、私も同意です。水を売  
って飲んでいる人達、水というのは最低生活  
に必要な条件です。空気が代わってと  
られるんじゃないかと思っておりますが、水を売  
って1セントの利潤を得ている人達、これを管業用と  
しているところがあります。これは大々の問題があ  
る。これを何とかはつくりたいと希望し  
ておられます。それから14条の工事費の費用の算定



外に 材料費とか 労力費とか 道路復旧費とか、そ  
 うものをあわせて含めたいと工事費の定費がとい  
 うことがこの算出の方法でなされておりました。これは  
 ほかの市町村などでも研究してあります。いわゆる先  
 程 著天間水道さんと水道部と大玉作問題を煮  
 起した。本番からメーカーまでと、うかうな問題が出  
 ておりました。そういうことに関連して公道の部  
 分は役所でもってやらなければならないことは考えられ  
 ない部でなか。

水道部長

今のところは考えておりません。

20 番

16条よりまずておね、16条は前から入っていますか。  
 新しく設けたんでなか。  
 もう一点関連して9条の中、給水装置の所有者  
 などは善良なる保管者の注意をもって水が汚染  
 或は漏水しないよう給水装置の管理をしなければ  
 ならぬというたっておりまなか。天下の公道であ  
 りこれは。2トンの車も4トンの車も10トンの車も通す訳  
 であら。それぞれ個人がておね、天下の公道をね、こ  
 れまでも管理しなければならぬということになりま  
 なか。これは水道条例全般的に見てておね、あ  
 りても個人個人にあたりにも役所が水道部  
 がやらねばならぬと個人個人においつている感  
 を受える部でなか。考えられておね。



水道部長

今のご指摘の欄は、公道上での部分の交通の何らかの原因で止れたもの場合と異なり、これは市で修理しております。

20 着

このように。

水道部長

はい。修理の件は市でやっております。

20 着

これは工事後旧の負担はその2項には使用者の負担とあるとあるとかが。

水道部長

勿論所有は何と言いますが、設置の時点では水道利用者、利用者が負担するんですが、後で公道上で問題が出た場合は市でやっております。

20 着

新規の場合は個人が負担。

水道部長

新規の場合は個人が負担しての款ですが、後故障とか。

20 着

これは条例は適用されたらいいということですが。



9条の2項は今改正案と出ているが9条の2項  
いわゆる前条の修繕の地に要した費用は水道使  
用者の負担とする。



水道部長

9条2項でお答えします。前項の修繕以外の費用は水道使用者の負担とするとお考えですが、但し書きに管理者が特別の理由があると認められた時はこれを減免することができるといふ項目を当てておられます。

20番

見えますが但し書きといふのは自由でしょう。あくまでも原則は前の部分だと思っておりますがね。じゃ皆さんは但し書き以降を取り入れて現在は公道の場合は修繕費は水道部が払って行なっているとおっしゃる話ですか。

水道部長

はい

20番

それじゃこれは必要ならんじやないですか。どういふ時にですか。

水道部長

給水操置の場合には、分水点から末端までは蛇口までいまますので、この間に屋敷内にある場合は、メーターまでというものが屋敷内にある。屋敷の公道近くにあります。又家の近くにおいてメーターは外にあります。公道上でも公道といふことから、この人の屋敷から公道までの又、距離のあるものもある話です。全然、公道と